M-TEC インフォメーション



2019年11月

特集:建築物衛生法(旧ビル管法)に基づく水質検査

巻頭言

甚大な被害をもたらした台風19号から1か月が過ぎました。幸いにも浜松では大きな被害はありませんでしたが、その前の7月22日のゲリラ豪雨で自宅近くが浸水したため、万が一のため、また予行演習もかねて自宅の玄関と裏口に土嚢(水嚢)を積んでみたのですが、そりゃ一大変でした。

4,5日前から大型の台風といわれていたので時間もあり、ネットで土嚢を用意することとしました。当初は土の土嚢でと考えていましたが、一袋(7キロ)500円で計算してみると幅2メートルの玄関で30袋、1.2メートルの裏口で18袋、合計48袋。最低24,000円も掛かり、また持ち運びも大変で置く場所もないので、10枚4,000円の水で膨らむ水嚢セットにすることにしました。土嚢に比べ幅が大きいため必要数も減り、40枚16,000円で済みました。水をためる桶も購入し早速作ってみたのですが、これが説明書きとは裏腹に、本当に大変なものでした。説明では2分で膨らむと書かれていますが実際には一つ4~5分はかかります。また一つが16キロにもなり重い上に吸水ポリマーでぬるぬるになるため、一人で40個を運ぶのは想像を絶する大変さです。そしてすべて作り終えるのに2時間以上、設置し終えた時は3時間が過ぎていました。腰は痛いは、服はびしょびしょぬるぬるで、挙句に積んだ後、土嚢はビニールを巻かないと相当程度水が入ってくることを知り、どっと疲れが増しました。

しかし大変ではありましたが、今回予行演習が出来て本当に良かったと思います。実際に緊急時には、特に一人では絶対にできないことがわかりましたし、また浸水対策として(何百万もかけた浸水対策は別として)土嚢などの簡易的なものでは、あまり効果は期待できないことも理解しました。そして一番良かったことが、最善の対策が理解できたことです。それはまずしっかりとした保険に入り、大切なものは絶対に浸水しない場所に移動しておき、そして最後に自分で自分の命だけは守るということだと理解しました。

被災地はまだまだ復興とは程遠い状況だとの報道がありました。復興が加速し、一日も早く日常の 生活に戻れることを祈ります。

(雅)



建築物衛生法(旧ビル管法)に基づく水質検査

学校、オフィスビル、ショッピングモール、ホテルなど私達は日々多くの建物を利用しています。大きな施設になる程、水道、トイレなどの設備は多くの人々が利用しますので、設備の管理はより厳しくする必要があり、管理方法も法律で定められています。そこで今回のエムテックインフォメーションでは、建築物衛生法に基づく水質検査についてご紹介します。

建築物衛生法

正式名称:「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(ビル管法とも呼ばれます)

目的:特定建築物を建築物環境衛生管理基準に基づいて管理すること

特定建築物とは

特定建築物とは、次の(1)~(3)の要件を満たす建築物のことをいいます。

- (1) 建築物基準法上の建築物であること
- (2) 「特定用途」に使われる建築物であること
- (3) 「延べ面積(各階の床面積の合計)」が一定以上であること





特定用途	延べ面積	
①学校(幼稚園~大学、専門学校、養護学校など)	8,000 ㎡以上	
②学校(①以外の学校)	3,000 ㎡以上	
③興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場		
④店舗、事務所(飲食店、小売店、美容院、銀行など)		
⑤旅館		

- ※特定建築物に該当しない主な建築物
 - 駅(建築基準法上の建築物ではないため)
 - ●工場、病院(特殊な環境で使用されることから、他の法律で規制されているため)
 - ◆共同住宅(マンションなどは個人住宅の集合で、個人が管理する部分が大きいため)



建築物環境衛生管理基準とは

建築物環境衛生管理基準は、**給水**管理(水質検査)、**空気**管理(空気環境測定)、**衛生**管理の方法や基準について定められています。

<建築物環境衛生管理基準に適合していない場合>

具体的に人の健康を損なうおそれがある場合には、**改善命令**が出されることがあります。 また、事態が緊急性を要する場合については、関係設備の**使用停止**や**使用制限**を課されることもあります。



※特定建築物に該当しない建築物であっても、不特定多数の人が利用するものについては、建築物環境衛生管理基準に従って維持管理をするように努めなければならないとされています(**努力義務**)。

飲料水の水質検査について

水道水や地下水(井戸水など)を一旦貯水槽に貯めてから、飲用、調理、風呂などに使用する場合、下記の 水質検査をする必要があります。

(1)	検査頻度		
伙旦块口	水道水を使用	地下水を使用	
一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、	16 項目	16 項目	
塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH 値、味、	6ヶ月に1回		
臭気、色度、濁度		6ヶ月に1回	
鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、	16項目のうち5項目については、検査結果が基準に適合した場合、次回の検査のみ省略可		
銅及びその化合物、蒸発残留物	(実質年1回)		
シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、臭素酸、	12 項目	12 項目	
クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、総トリハロ			
メタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、	1年に1回	1年に1回	
ホルムアルデヒド	(6月~9月)	(6月~9月)	
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、		7 TB CI	
四塩化炭素、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、		7項目	
トリクロロエチレン、フェノール類		3年に1回	

- ※日常管理として、遊離残留塩素の測定は7日に1回行い、濃度を0.1ppm以上に保持する必要があります。
- ※中央式の給湯設備を使用している場合、給水同様に給湯も水質検査が必要です。

雑用水の水質検査について

排水の再生水、雨水、下水処理水、工業用水などを噴水、植木への水やり、トイレの洗浄水、清掃などに使用する場合、下記の水質検査が必要です。

検査項目	検査頻度	
伙旦块口	散水・修景・清掃に使用	水洗トイレに使用
pH 値	7日に1回	7日に1回
臭気	7日に1回	7日に1回
外観	7日に1回	7日に1回
大腸菌	2ヶ月に1回	2 ヶ月に 1 回
濁度	2ヶ月に1回	



- ※日常管理として、遊離残留塩素の測定は7日に1回行い、濃度を0.1ppm以上に保持する必要があります。
- ※トイレに使用する場合、手洗いやウォシュレットにも併用する場合は飲料水の水質検査が必要です。

建築物衛生法に基づく水質検査を承っています。お問い合わせ下さい。

害虫獣紹介

アメリカミズアブ

虫の大量発生の光景は見た人に多大なる不快感を与えます。今回は身近で大量発生しやすく、注意が必要なアメリカミズアブについてご紹介します。

生態

アメリカミズアブは見た目からハチとよく間違えられますが、ハエ目ミズアブ科に属するハエの仲間です。幼虫は褐色で蛆虫のような形をしており体長は約20mm、成虫になると体は黒色になり体長は15~18mmになります。夏から秋にかけて活動しており、東京や大阪では8月から10月にかけて多くみられ、建物内に侵入することも多いです。アメリカ原産で、1950年頃に日本に侵入し、現在では本州、四国、九州、沖縄と広く分布しています。汲み取り式便所、浄化槽、畜舎、ゴミ溜めといった不衛生な場所の他に、家庭にあるコンポストのような堆肥製造機などからも発生します。



図 アメリカミズアブ Hermetia illucens

被害

「アブ」と聞いて血を吸うイメージを持たれる方がいると思いますが、アメリカミズアブは吸血を行いません。また、人を刺したり噛んだりすることもありません。しかし、幼虫の大量発生や成虫の屋内への侵入は不快感を与え、また食品工場や飲食店では異物混入の原因となるため注意が必要です。

対策

屋外から飛来する昆虫であり、また腐敗物の臭いに誘引されることから、窓や扉の開放厳禁の徹底、隙間へのコーキングやテープによる穴埋めが対策となります。また、不衛生な場所で発生するため、生ゴミの処理や 浄化槽の定期的清掃など衛生的な環境を整え発生源を無くすことが有効です。

関西支店

福岡支店

食中毒情報

今月は、カンピロバクターを原因とした食中毒が最も 多く発生していました。そのほとんどが鶏肉が原因食材 とされています。カンピロバクターは、少量の付着で食 中毒の発生原因になってしまいます。そのため、鶏肉自 体は十分な加熱調理がされていても、手指や調理器具を 介して加熱後の食品や添えつけられている野菜類などに 菌が付いて食中毒になってしまいます。手洗いや調理器 具の使い分けが予防のポイントです。

今月はまだ少ないですが、これからノロウイルスの流行期に入ります。感染した調理従事者が原因になるため、日常的な健康チェックやノロウイルス検便検査の実施をお願いします。

全国食中毒発生状況 (10/15~11/14新聞発表分等)

原因物質	事例	感染者数
カンピロバクター	7	39
自然毒	6	16
黄色ブドウ球菌	2	10
ノロウイルス	1	20
不明・その他	4	33

『ひとつ、ふたつ・・・快適環境を生み出します』

MARUMA MITEC 株式 マリレマ エムテック衛生検査所

メールアドレス: info@maruma-ec.co.jp

本 社 / 〒430-0807 浜松市中区佐藤 2 丁目 5-11 TEL: (053)464-6400 FAX: (053)465-4120 東京支店 / 〒194-0005 東京都町田市南町田 2-15-14-402

〒194-0005 東京都町田市南町田 2-15-14-402 TEL:(042)850-6454 FAX:(042)850-6456

静岡支店 / 〒422-8046 静岡市駿河区中島 960-1

T E L: (054)202-0210 F A X: (054)202-0220

名古屋支店 / 〒496-0027 愛知県津島市津島北新開 234-2

T E L: (0567)69-4080 FAX: (0567)69-4081

/ 〒658-0026 兵庫県神戸市東灘区魚崎西町 2-4-15 TEL:(078)842-6755 FAX:(078)858-6802

/ 〒814-0161 福岡県福岡市早良区飯倉 5-10-3-102 TEL:(092)707-7810 FAX:(092)707-7870